

身体上の障がい等にかかる特別措置

身体上の障がい等により、受験の際に特別措置を希望する方は、該当期間の願書を提出する前に、特別措置申請書及び必要書類を準備頂き、あらかじめお申し出ください。申請書受付後、審査のうえ障がいの状況等に応じて配慮の内容を決定させていただきます。

申請の提出がない場合は特別の配慮はできません。必ず願書提出前に、ご提出ください。

特別措置 申請の方法

特別措置を希望する方は、次の書類を提出してください。

1: 身体障がい者等受験特別措置申請書

2: 身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳等の写し

※ 写し面は、写真の表示がある面とし、写真は判別できる濃度で複写してください。

※ 身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳等の交付を受けていない場合、医師の診断書・意見書でも可。

身体及び精神障がいの状態が身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳等により確認できないまたは判断に困難を要す場合、医師による診断書・意見書をご提出ください。

特別措置 申請の注意事項

・ 願書提出後の特別措置申請は受付いたしません。(不慮の傷病を除く)

願書とともに特別措置の決定通知の添付が必要なため、願書出願期間前余裕を持って特別措置の申請を行ってください。

特別措置 申請後

審査の結果、受験にかかる特別措置が認められた場合は、特別措置の決定通知を申請者に送付いたします。受験出願の際は、願書とともに特別措置の決定通知を添付しご提出ください。

※障がいの程度等によっては配慮できかねる場合もございます。予めご了承ください。

具体的な特別措置内容

肢体不自由	上肢の機能障がい等で文字の記入に不自由がある場合、試験時間の延長（1.5倍）、ワープロ使用、代筆者による代筆
視覚障がい	弱視等で問題解答に不自由がある場合、試験時間の延長（1.5倍）、問題冊子・解答用紙の拡大、代読者による代読・代筆（※点字での受験はできません。）
知的障がい・発達障がい等	知的障がい・発達障がい等で問題解答に不自由がある場合、試験時間の延長（1.5倍）

特別措置の申請方法

業務センターまでお電話ください。

「医療福祉情報実務能力協会主催 検定・認定試験 身体障がい者等受験特別措置申請書」を送付いたします。

TEL：0948-83-5588 平日：9:00～18:00（土日祝休）

〒820-0206 福岡県嘉麻市鴨生 55

医療福祉情報実務能力協会 協会研究・業務センター 特別措置係